

鎌倉市利用調整基準表 (令和6年度4月入所から適用)

(1) 基本点数			点			
番号	実施基準	保護者の常態	点数			
			父	母		
1	就労 (自営業及び就労内定者を含む。)	月160時間以上勤務の者	20	20		
		月140時間以上、160時間未満勤務の者	19	19		
		月120時間以上、140時間未満勤務の者	18	18		
		月100時間以上、120時間未満勤務の者	17	17		
		月80時間以上、100時間未満勤務の者	16	16		
		月64時間以上、80時間未満勤務の者	15	15		
2	求職活動中	就職活動中の者	12	12		
3	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者		18		
4	疾病・負傷・障害	入院	1箇月以上の入院	20	20	
		自宅療養	常時病臥（一日の大半を病床で過ごす場合）	20	20	
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている	16	16	
		心身障害	身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている者 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けている者		20	20
			身体障害者手帳（3・4級）の交付を受けている者 療育手帳（B1、B2）の交付を受けている者		18	18
上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合			16	16		
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用	20～15	20～15		
6	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、就労の基準を準用	20～15	20～15		
7	就学 (就学予定者を含む)	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用	20～15	20～15		
8	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある	40	40		
9	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者	8	8		
(2) 調整点数			点			
		内 容	点数			
1		ひとり親世帯その他これに準ずる世帯	10			
2		すでに兄弟姉妹が利用している	5			
3		兄弟姉妹同時に利用申請が出ている（2人）	2			
4		兄弟姉妹同時に利用申請が出ている（3人以上）	3			
5		申請児童が多胎児である	3			
6		同居の小学校第6学年までの児童が3人以上の世帯	2			
7		年齢上限のある保育所等を卒園し、引き続き別の保育所等への入所を希望する場合（連携保育施設のない施設に限る）	30			
8		転園を希望している（転居や勤務先の変更、兄弟姉妹が別の園に入所している場合に限る）	8			
9		65歳未満の祖父母と同居している（当該祖父母が（1）基本点数の実施基準の要件に該当する状況にある場合を除く）。	-5			
10		保護者が就労内定者（就学予定者）である。	-2			
11		同居の親族を常時介護又は看護している。（（1）-5に該当する場合を除く）	4			
12		前年度入所不承諾である	2			
13		前年度入所不承諾に加え、前々年度も入所不承諾である	2			
14		産前・産後休業または育児休業中で、復職予定である（既に復職している方を含む）	8			
15		保育を必要とする要件があり、申込み児童が、認可外保育施設やベビーシッター（月極）、一時預かり、幼稚園の長時間預かり等を月64時間以上、有償で利用している実績が審査基準日から起算して30日以上ある。（育児休業中等は除く）	4			
16		市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、保育士又は保育士とみなすことができる職種として就労（内定）している場合（月120時間以上）	20			
17		市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、保育士又は保育士とみなすことができる職種として就労（内定）している場合（月64時間以上、120時間未満）	15			
18		市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、看護師、栄養士又は調理師として就労（内定）している場合	5			
19		市内在勤の保護者のうち、(2)-16、(2)-17には該当しないが、保護者の就労が鎌倉市の待機児童対策につながると認められる場合	10			
20		社会機能を維持する施設の従事者として、医療施設、高齢者施設、障害者支援施設、義務教育学校等に、医療、介護、教育等の専門職で就労（内定）している場合	1			
21		保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在である。	2			
22		保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所している	14			
23		生計中心者が非自発的理由により失業した	4			
24		児童が障害を有する場合	4			
25		生活保護法による被保護世帯である、またはそれに準ずる生活困窮世帯である	6			
26		兄弟姉妹（卒園した者も含む）の保育料に正当な理由がなく6箇月分以上滞納がある	-16			
27		市外居住者である（転入予定の者を除く）	-20			
28		市外居住者であり、保護者のいずれかが鎌倉市在勤である（転入予定の者を除く）	4			
29		保育所等に内定したが、辞退している	-2			
30		育児休業の延長を希望する	-50			
31		児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合	30			
年 月 審査から適用			(1) 基本点数 + (2) 調整点数 = 合計			
			点			

鎌倉市利用調整基準表に関する案内

■ 選考方法	
【 A 父の基本点数 + 母の基本点数 】 + 【 B 調整点数 】 = 【 利用調整点数 】	
希望順位（第1希望～）による判定をせず、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い者を選考します。（例：第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。）	
■ 利用調整点数が並んだ場合は、以下の順に優先し、審査会にて判断します。	
(1) 基本点数の合計が高い世帯 (4) 世帯収入の低い世帯（10千円単位） ※新規申請者と転園申請者が同点となった場合、転園申請者が調整点数8番に該当していない場合、新規申請者を優先します。 ※ 同点時の調整項目で判断できない場合には、総合的に判断します。	(2) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 (5) 育児休業の最長期間がより短い世帯
	(3) 希望施設順位の高い方 (6) 待機期間が長い世帯

■ 基準点数・調整点数の備考	
(1)	父母共に、該当する項目の中で最も高い点数を基本点数とし、父母の合計指数の上限を40点とする。
(1)-1	常勤や非常勤、夜間等の就労形態にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間によって、区分する。就労内定者についても、就労予定時間によって、区分する。
(1)-7	就学予定者についても、就学予定時間によって、区分する。
(2)-1	離婚調停を伴わない、離婚予定を理由にする別居等には加算しない。
(2)-2	入所希望月に、申請児童の兄弟姉妹が、鎌倉市内認可保育所等（2・3号認定）に在園する場合に限る。兄弟姉妹が別々の園に入所している場合の転園申込みを除く。また、(2)-8と同時に加算されない。市内認可保育施設からの転園希望者には加算しない。
(2)-3	(2)-4と同時に加算されない。
(2)-4	(2)-3と同時に加算されない。
(2)-5	(2)-3または(2)-4と同時に加算
(2)-7	プレップおおぞら保育園を卒園する児童が翌年度4月入所に認可保育所等への入所を希望する場合の審査、または連携施設の措置された年齢上限のある重内の認可保育所等を卒園する児童が翌年4月に連携先施設へ入所ができない場合の連携先施設以外の審査において加算の対象とする。
(2)-8	転居や勤務先の変更、または兄弟姉妹が別の園に入所している場合に限る。また、(2)-14と同時に加算されない。なお、転居予定の場合は、すでに転居が確定していることが確認できれば、入所希望月の1日時点で転居をしていなくても加算できる。（市外からの転入者については、入所希望月の前月末日までに転入する場合のみ加算）
(2)-9	当該祖父母が(1)基本点数の実施基準に該当する状況にある場合を除く。ただし、求職活動要件は減点対象となる。
(2)-11	(1)-5に該当する場合を除く。
(2)-12	入所申込み締切日時点で、入所保留児童となっているかで判断する(令和6年4月入所審査時は、令和5年11月入所の審査後に保留児童となっている場合に加算。ただし、令和5年11月入所審査時点で「育児休業の延長を希望する」で申請をしている場合、加算されない。
(2)-13	(2)-12に該当し、さらに本項目に該当する場合のみ加算する。ただし、令和5年3月入所審査時点で「保留希望」で申請をしていた場合、加算されない。
(2)-14	就労開始日が申込み児童の誕生日以前の場合のみ加算する。また、(2)-8と同時に加算されない。
(2)-15	該当施設において、月64時間以上の利用があり、また、月64時間以上の保育要件のある方に限る。さらに、保護者が育児休業中または、求職中の場合及び利用実績が申込締切日から起算して30日以上ない場合は加算されない。
(2)-16, 17, 18	鎌倉市内認可保育施設に在籍している場合に限る。認定こども園の場合は保育園部分に在籍のみに加算する。(2)-16, 17, 18は同時に加算されない。
(2)-19	鎌倉市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園（預かり保育実施園または満3歳児クラス・未就園児クラス実施園）等で就労する者のうち、児童の保育に直接かかわり、保護者が就労することで待機児童対策につながると認められるもの（保育士・保育補助・幼稚園教諭など）。(2)-16, 17, 18とは同時に加算されない。
(2)-22	父母どちらかの育児休業の取得を理由に退所した児童について、再度入所の申請がされたときに、その当該児童のみに加算する。
(2)-23	生計中心者とは「該当児童を扶養している」もしくは「その世帯において最多収入・最多納税の者」とする。
(2)-24	療育手帳、または身体障害者手帳を有する場合。
(2)-25	失業や罹災等やむを得ない場合を除く。
(2)-29	保育所等に内定したにも関わらず、辞退した場合、再度入所申請をした際に、入所決定するまでの間減点をする。3回を上限に、辞退した回数に応じて累積する。ただし、令和3年度以前の辞退の実績については加味せず、令和4年度以降の入所内定辞退分のみから反映する。
(2)-30	申込書補助票の該当項目にチェックがされている場合に該当。本項目に該当する期間中は、待機期間にカウントしない。ただし、希望施設において他の希望者がいない場合、内定となることもある。
■ その他利用調整に係る備考	
・ 未提出書類及び提出書類の不備があった場合は 審査対象外 または 最低点数での審査 とします。	
・ 複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設に内定となった場合は、他の施設の申請は無効となります。	
・ 申込締切日時点の状況から変更があった場合には、入所内定及び決定を取り消す場合があります。	
・ 内定を辞退した場合、これまでの待機期間も含め、申請は無効となります。辞退後に、再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。	
・ この利用調整基準表は、令和6年度の保育所等入所審査から適用します。	

■ 審査に必要な証明書類等について					
項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書（自営業の場合は、スケジュール表及び開業届の写しもしくは確定申告書の写し等自営業を証明する書類も必要）	(2)-1	次の書類のどれか一つのコピー（戸籍謄本、児童扶養手当証書、福祉医療証、離婚届の受理証明書）	(2)-22	保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所していることについての申立書
(1)-2	求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）	(2)-8	転居予定の場合は、売買契約書や賃貸借契約書	(2)-23	離職票など、非自発的理由による失業であることを証明する書類
(1)-3	母子健康手帳の写し（表紙、分娩予定日の分かる部分）	(2)-9	当該祖父母が(1)基本点数の実施基準に該当する状況にある場合には、祖父母分の保育の必要性を確認する書類	(2)-23	療育手帳、または身体障害者手帳
(1)-4	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等	(2)-11	被介護者・被看護者の診断書等、「介護・看護状況申告書」	(2)-28	就労証明書
(1)-5	介護・看護要件の場合は併せて「介護・看護状況申告書」	(2)-14	就労証明書（育児休業・産休に関する記載のあるもの）		
(1)-6	災害の復旧についての証明書類（又は申立書）	(2)-15	保育証明書等（子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合は、利用状況を記載した申立書）		
(1)-7	学生証（又は在籍証明書）の写し、時間割等の写し	(2)-16	保育士等として市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園等で就労（内定）していることわかる就労証明書		
(1)-8	戸籍謄本等のひとり親世帯その他これに準ずる世帯であることを証明する書類（裁判所や弁護士が発行する書類など）	(2)-17			
		(2)-18			
(1)-9	保育を必要とする要件を証明する書類等	(2)-19			
		(2)-20	該当する職務であることを証明する書類（各資格証等）		
		(2)-21	就労証明書、診断書等の状況のわかる書類		